

第3章 後期行動計画

「第3章 後期行動計画」の見方

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題Ⅰ 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1)

男女共同参画の視点に立った慣行・社会制度への意識改革

推進目標ごとに、主要課題、施策の方向を記載しています。

「施策の方向」に沿った具体的な取組内容を記載しています。

取組の指標となるもの（内容）、その指標の直近値（H26年度）と目標年度（H32年度）の数値を記載しています。

取組番号	具体的な取組内容	対象	指標	指標		所管課
				直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	
1	男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある要因となる慣行・市の制度の啓発と見直し	市民 関係機関	長崎市が行う市民意識調査による社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合	28.5%	33.0%	人権男女共同参画室

「施策の方向」に沿って、目標値を数値化しないものの、継続的に取り組む内容を記載しています。

継続して取り組む内容	対象	所管課
臨床心理士による、心の健康相談	市民	男女共同参画推進センター

第3章 後期行動計画

1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1)

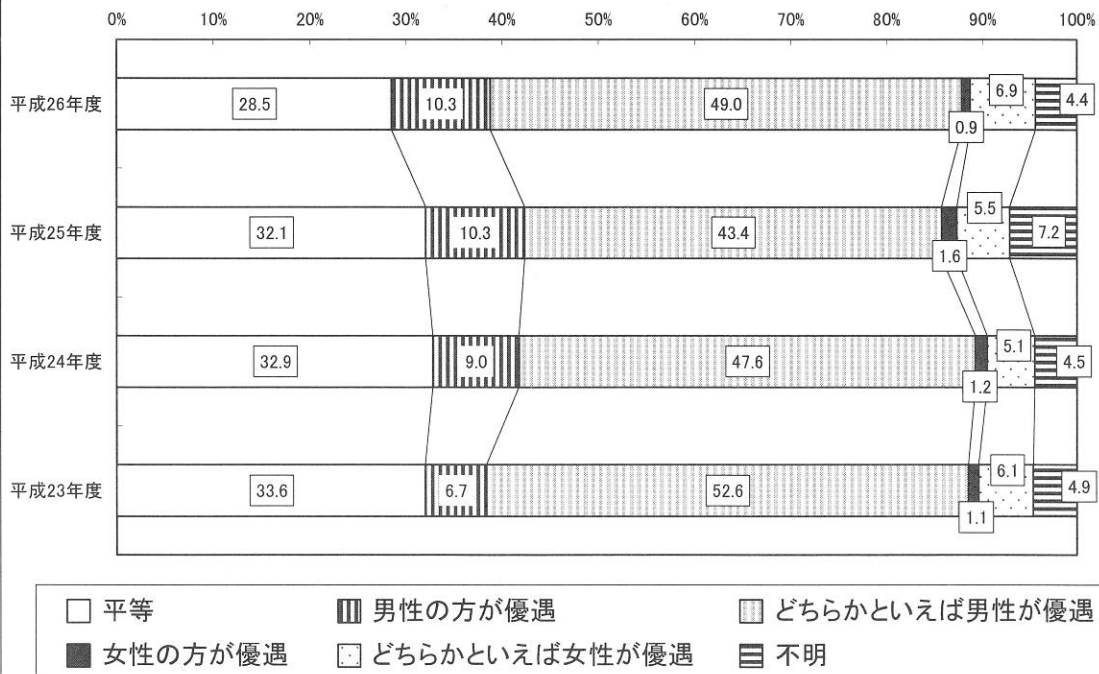
男女共同参画の視点に立った慣行・社会制度への意識改革

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯の中で形成されてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見た場合、性別による区別を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどにより、結果的に中立に機能しない場合があります。(図表:7)

個人の生き方が多様化している反面、固定的な性別役割分担意識が根強く残る中、男女共同参画の視点に立ち、男女が個性や能力を發揮できるようにするとともに、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、情報収集や啓発活動を行います。

(図表:7) 社会全体で見た場合に、男女は平等になっていると思いますか

(長崎市市民意識調査)



取組 番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある要因となる慣行、市の制度の啓発と見直し	市民 関係機関	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	31.8% (H23~H26 年度平均)	32.8%	人権男女共同 参画室
2	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	実施回数	1回	1回	人権男女共同 参画室



施策の方向(2)

男女共同参画への継続的な意識啓発と情報発信

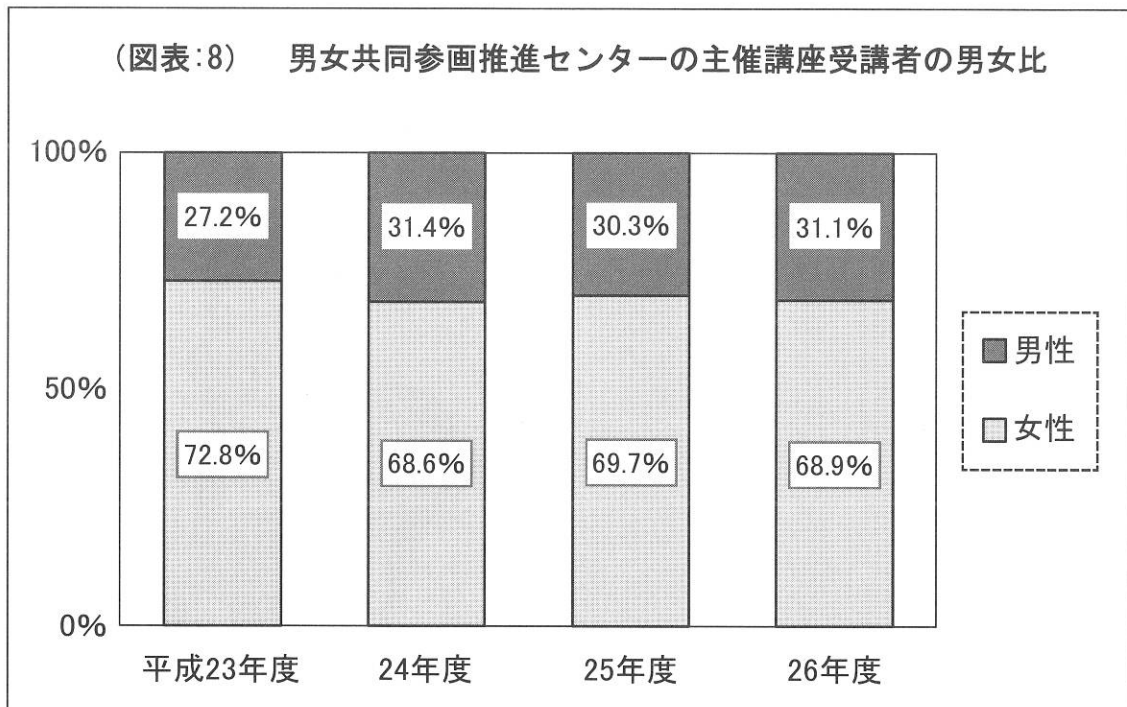
平成4年に開設された女性センター（愛称：アマランス）は、長崎市における男女共同参画を推進する拠点施設として、平成14年に長崎市男女共同参画推進センターと改称し、様々な角度から、男女共同参画に関する講座の開催、図書等の貸出、施設の提供などを行っています。

男女共同参画推進センターの主催講座では、男性の受講者が3割を超えるようになりました。（図表：8）

当センターは、男女共同参画について、市民が関心や興味を持って考える機会となるような講座の実施や情報発信を行い、男女共同参画を推進する拠点施設としての機能の充実を図ります。

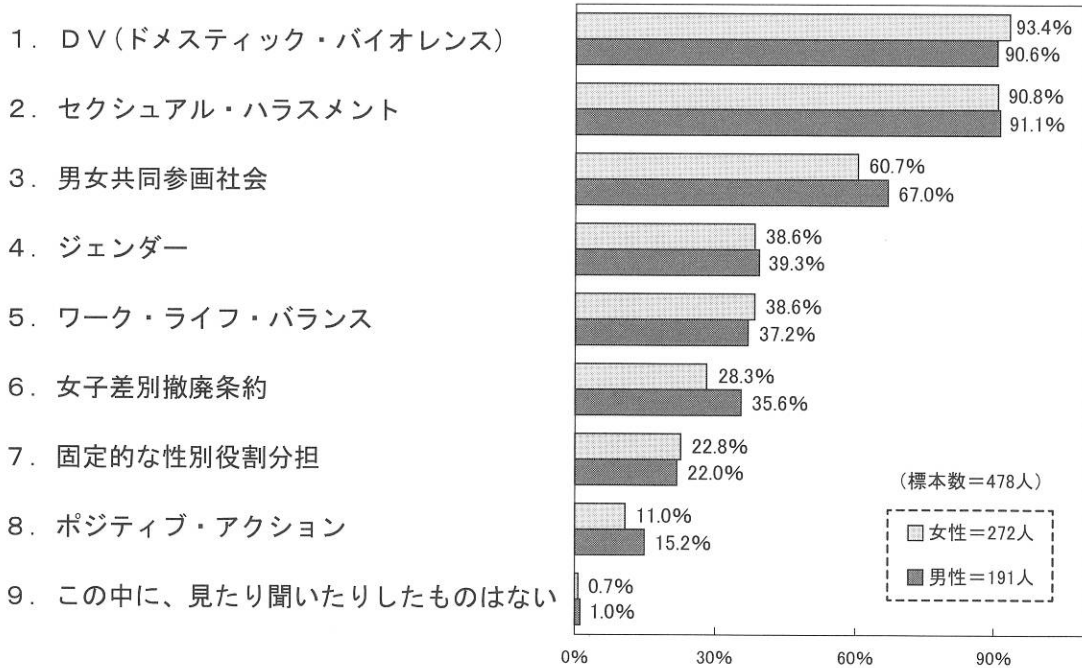
また、平成26年度に長崎市が行った男女共同参画に関する意識調査では、男女共同参画に関する用語について「あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの」として、「DV」や「セクシュアル・ハラスメント」は9割と高いものの、「ジェンダー」や「ワーク・ライフ・バランス」は4割弱でした。今後も、引き続き、男女共同参画に関する知識の普及と啓発に努めます。（図表：9）

（図表：8） 男女共同参画推進センターの主催講座受講者の男女比



(図表:9) 男女共同参画に関する用語で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの【複数回答】

(長崎市男女共同参画に関する意識調査/平成26年度)



取組番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
3	男女共同参画推進センターが主催する講座、派遣講座、市民企画講座の実施	市民	参加者数	3,610人	4,250人	男女共同参画推進センター
			参加者の満足度	88.9%	92.0%	
4	男女共同参画の視点にたち国際理解を深めるための講座の開催	市民	開催回数	3回	3回	男女共同参画推進センター
5	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	基調講演初参加者の割合	63.1%	70.0%	人権男女共同参画室/男女共同参画推進センター
6	男女共同参画に関する情報発信	市民	情報紙の折込回数	1回	1回	人権男女共同参画室

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

施策の方向(3)

教育の場における男女平等意識の推進

次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から、男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育を行わなければなりません。

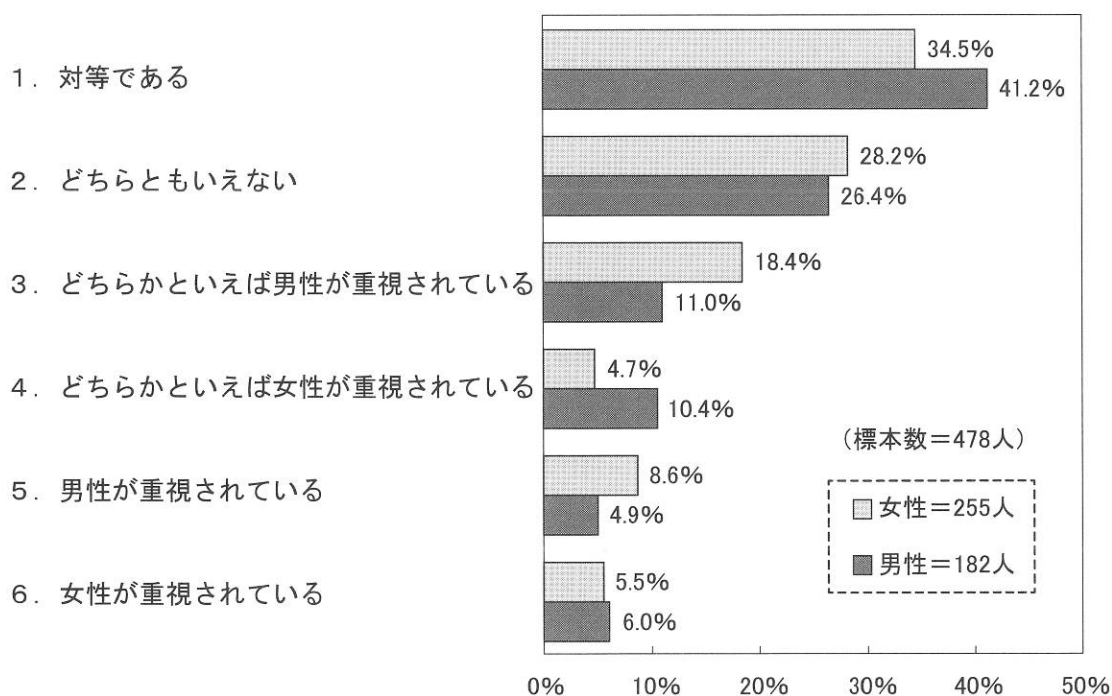
平成26年度に長崎市が行った男女共同参画に関する意識調査で、学校教育の場での男女の地位については、対等としているのは3割強にとどまり、子どもたちに関わる大人たちも、男女平等への理解が養われていなければなりません。

(図表:10)

今後も、男女平等意識の教育が継続的に行われるよう、取り組んでいきます。

(図表:10) 学校教育の場で、男女の地位は対等であると思われませんか

(長崎市男女共同参画に関する意識調査/平成26年度)



取組 番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	参加者数	470人	500人	学校教育課
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	実施校の割合	35%	40%	学校教育課
9	保育所、幼稚園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	実施回数	18回	22回	男女共同参画推進センター
10	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	参加者数	5,774人 (H23~H26年度平均)	7,000人	生涯学習課



施策の方向(4)

男女共同参画をめざした市民の学びの場の充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会活動に参画することが必要です。

また、学校はもとより、家庭、地域、職場などの社会のあらゆる場において、学びの機会を提供するため、派遣講座を実施するとともに、未就学児を持つ方も気軽に参加できるように、講座を開催する際には一時保育を実施するなど、学びの場を充実します。

取組 番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
11	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	実施回数	2回	8回	男女共同参画推進センター
12	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	実施率	95% (41回実施)	100%	男女共同参画推進センター
13	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	実施率	100% (16回実施)	100%	生涯学習課

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

施策の方向(5)

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発

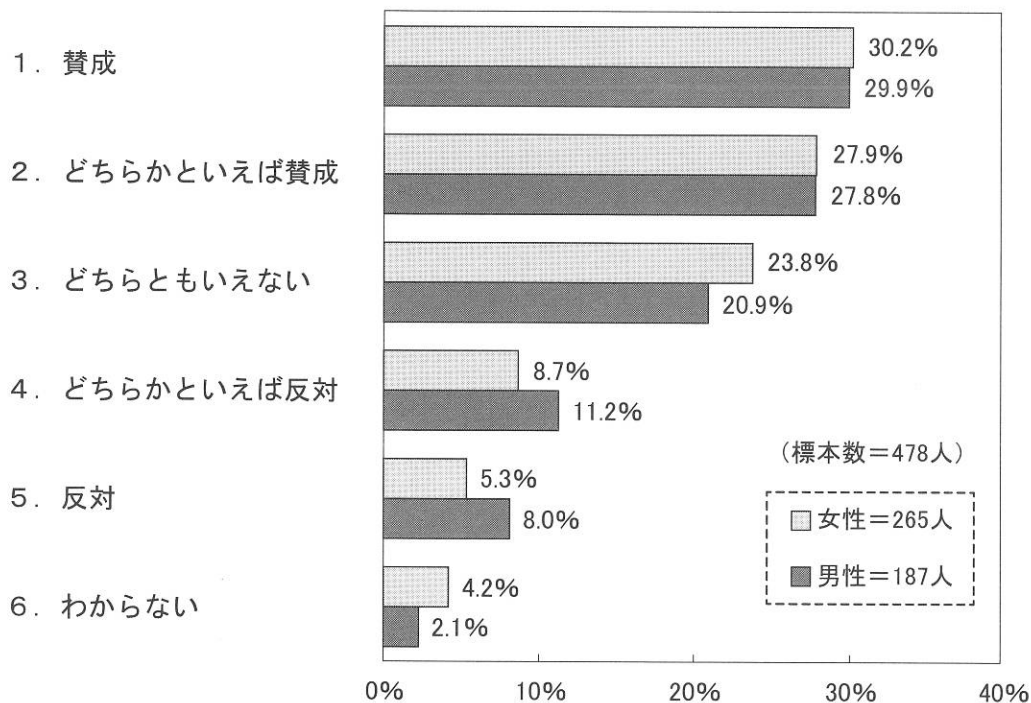
男女が互いの身体的性差を十分理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりをもって生きていくことが大切です。

特に女性は、妊娠や出産の可能性により、精神的・身体的な健康上の問題に直面することがあるため、男女ともに性と生殖について、人権意識に基づいた正しい知識を持つ必要があります。

また、女性の健康は、子どもを産み、育てるという観点から、主に妊娠、出産、授乳期は、特に配慮されるべき状況が起こることもあるため、子どもを産む、産まないにかかわらず、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を広げます。（図表:11）

（図表:11） 子どもを産むか産まないかは、話し合いのうえ、出産する女性自身の考え方や判断を尊重すべきである

（長崎市男女共同参画に関する意識調査/平成26年度）



取組 番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
14	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	開催回数	1回 (H23~H26 年度平均)	1回	男女共同参画 推進センター
15	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	参加者数	72人	150人	生涯学習課
16	学校教育における性教育の充実のための学校の現状に応じた指導	小・中学生	外部講師と連携して行う性教育の実施率	39.4%	50.0%	健康教育課
17	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・予防啓発のための学校への講師派遣	市民(主に 中・高・大 学生)	派遣回数	5回	5回	地域保健課
18	心と身体の健康に関する実態調査及び性教育の指導案の検討	教職員	保健主事部 会での研究	4回	4回	健康教育課

継続して取り組む内容	対象	所管課
臨床心理士による、心の健康相談	市民	男女共同参画 推進センター



施策の方向(6)

妊娠、出産期における健康管理への支援

妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目となります。

近年、働く女性が増え、女性のライフスタイルが多様化しており、婚姻年齢、出産年齢が上昇している中で、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることが重要です。

女性にとって、妊娠や出産に関する適切な情報を得ることは大切なことですが、男性も正しい知識や情報を得て、妊娠や出産を理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康へ配慮することが必要です。

妊娠・出産期の健康診査、保健指導や相談を行うとともに、不妊治療を希望する人が安心して医療を受けられるよう支援を行います。

取組番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
19	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	妊婦一般健康診査の受診率(11回まで)	92.3% (H22~H26年度平均)	94.0%以上	こども健康課
		妊婦とその配偶者	両親学級の開催回数	12回	12回	こども健康課

継続して取り組む内容	対象	所管課
不妊治療への助成	不妊治療を受ける市民	こども健康課

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7)

男女共同参画の視点に立った表現の促進と理解への支援

現代社会は、様々な媒体から多くの情報が流れており、メディアからの情報は私たちの生活の中にいつの間にか取り込まれ、その影響は私たちにとって、大変大きいものとなっています。

固定化された男女の姿や、主旨とは関係がないことで性的な表現を用いているような場合には、人権尊重の視点、男女共同参画の視点に立って考え、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組みます。

また、市民がその情報を主体的に収集し、判断する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための機会を提供します。

取組 番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
20	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるため、広報責任者研修の開催	市の広報責任者	開催回数	1回	1回	広報広聴課
21	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	発信回数	1回	1回	男女共同参画推進センター

継続して取り組む内容	対象	所管課
行政刊行物について、固定的な役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室

施策の方向(8)

メディアにおける有害環境浄化への取組

女性や子どもをもっぱら性的ないし暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性や暴力の表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する「人権侵害」となるものもあります。

メディア産業の表現の自由にも配慮しつつ、そのような性や暴力の表現については、その流通・閲覧等に関する対策を行う必要があります。

公共性の高い空間においては、青少年がそのような表現に安易に接することができる環境は有害となる場合もあるため、そのような表現を含む情報との隔離を適切に行うよう啓発を行います。

また、近年の急速なインターネットの普及と携帯可能で便利なIT機器の登場・普及により、私たちはいつでもどこでも必要に応じて、情報を簡単に入手することができます。青少年の心身の成長に悪影響をもたらす有害サイトに対しては、*フィルタリングで隔離するなどの予防対策について、周知・啓発を行います。

* フィルタリング：条件にあわせたフィルターを使うことで、情報などを絞り込むこと。

取組 番号	具体的な取組内容	対象	指標	直近値	目標値	所管課
				(H26年度)	(H32年度)	
22	社会環境実態調査の実施（コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等）	事業者	調査回数	36回	48回	少年センター

継続して取り組む内容	対象	所管課
白ポストによる有害図書類の回収	市民	少年センター
有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	PTA	生涯学習課